



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
 (当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） ..... 1
- 事業の認定（用地課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課） ..... 4
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了・7件（建築指導課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了・4件（南部土木事務所） ..... 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（県立宮古工業高等学校） ..... 8

### 選挙管理委員会事項

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等 ..... 9
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間 ..... 9
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うこととなる一般放送事業者等 ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第559号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成24年11月27日から同年12月17日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 出願書受理年月日 平成24年10月25日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

(2) 埋立区域

ア 位置 うるま市勝連町平敷屋4183番10の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑤の地点までを結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D.L.+2.34メートル) における公有水面と既設工造物との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D.L.+2.34メートル) における公有水面とうるま市勝連平敷屋4183番10の境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から67度45分08秒674.72メートルの地点

②の地点 ①の地点から151度23分57秒145.82メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から115度59分37秒17.18メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から61度23分57秒10.44メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から331度22分14秒155.15メートルの地点  
 ウ 面積 3135.31平方メートル

## (3) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 うるま市勝連平敷屋4183番9及び4183番10の地内並びに4183番10の地先公有水面  
 イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 ①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から63度32分20秒639.98メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑨の地点から151度23分58秒244.15メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から61度23分57秒64.45メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から331度22分13秒224.15メートルの地点  
 ウ 面積 14,432.66平方メートル

## (4) 埋立地の用途 漁港施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

## 沖縄県告示第560号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 うるま市  
 2 事業の種類 市道勝連2-52号線道路改築事業（沖縄県うるま市勝連南風原上原地内から同市勝連平安名仲伊地地内まで）  
 3 起業地  
 (1) 収用の部分 沖縄県うるま市勝連南風原上原、勝連平安名大田原及び勝連平安名仲伊地地内  
 (2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、沖縄県うるま市勝連南風原上原地内から同市勝連平安名阿富汗地内までの延長1,770メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする市道勝連2-52号線道路改築事業（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道勝連2-52号線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定によりうるま市長が市道に認定した路線である。うるま市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、沖縄県うるま市勝連南風原上原地内の県道16号線との接続地点を起点とし、同市与那城西原の住宅地の西側を南進し、平安名土地改良区域内を縦断の上、同市勝連平安名阿富汗地内を走る県道8号線との接続地点を終点とする延長1,770メートルの道路である。

本路線が接続する県道16号線は、与勝三叉路で県道伊計平良川線（一部県道8号線に重複）に接続している。県道伊計平良川線は、勝連半島のほぼ中央部を縦断して、与那城三叉路にて東方へ延び、海中道路等を経て島しょ地域の各離島を結ぶ重要な路線である。また、与那城三叉路から南進する県道8号線は勝連半島の末端まで伸び、各住宅地域を結ぶ幹線道路である。与勝三叉路及び与那城三叉路においては、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通渋滞が慢性化していることから、与勝三叉路から分岐し、同市与那城屋慶名地内の県道伊計平良川線に取り付く区間において県道伊計平良川線のバイパス建設が進められている。県道16号線沿いには世界遺産である勝連城跡が存在しており、同バイパスの開通により同城跡と島しょ地域の観光地が結ばれるものであり、与勝三叉路の重要度は高まることが想定される。加えて、与那城西原地点における県道伊計平良川線の交通量は、道路交通センサスによると平成11年度は12,892台／日に対し、平成17年度は21,522台／日と増加傾向を示していること、勝連城跡を含む本件区間周辺の観光施設の利用者は増加傾向にあることから、本件区間周辺地域における将来の交通需要の増大が見込まれるものである。

また、本路線が通過する地域は、起伏を有する地勢であり、道路が未整備のため原野等の未利用地や休耕地が大半を占めているが、うるま市において平安名地内土地区画整理及び宇江城総合公園の整備（以下「平安名地内土地区画整理等」という。）が計画されており、土地の有効活用を推進しているところである。

本事業の完成により、幹線道路である県道伊計平良川線及び県道8号線のバイパス的な役割を担うものであり、これら県道の渋滞緩和及び交通需要の増大に対処するとともに、利便性の高い交通ネットワークの充実に寄与するものである。また、平安名地内土地区画整理等と連携し、周辺地域の有効な土地利用の推進が期待されるものである。

なお、本事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）による環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で、環境影響調査を実施し、自動車の走行及び工事に起因する大気汚染、騒音及び振動について検討を行った結果、環境保全目標を達成することが予測されている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 事業の施行によって失われる利益について

上記の起業者の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドデータブック及びレッドデータおきなわに記載されている希少な動植物として、植物4種、哺乳類4種及び鳥類2種が確認されたが、哺乳類及び鳥類は移動能力が高く与える影響は小さいと評価されており、必要な保全措置を講ずることとしていることから、環境への影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内には、起業者が保護のため特別な措置を講すべき文化財は見受けられない。なお、文化財が確認された場合は、うるま市教育委員会と協議し、適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づく2車線道路を整備する事業であり、本事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のルートについては、東側ルート案、中央ルート案（申請案）及び西側ルート案が考えられる。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積は3案中中位であるが、事業費が廉価であること、平安名地内土地区画整理等へのアクセスが容易であること等から、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的な案であると認められる。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、県道伊計平良川線及び県道8号線において朝夕の通勤・通学時間帯に交通渋滞が慢性化しており、これら県道の渋滞緩和及び交通需要の増大に対処する必要があること等から、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

**イ 起業地の範囲及び収用の合理性**

本事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

**(5) 結論**

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

**5 起業地を表示する図面の縦覧場所 うるま市建設部土木課**

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成24年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いちゃゆん会

3 代表者の氏名 玉城忍

4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡伊江村字東江前556番地

5 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人（児）から高齢者またはその介護者やその家族、そして地域住民の福祉の向上および福祉活動を推進する事業を行い、皆が豊かな生活を営むための支援、地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月21日まで縦覧に供する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ちゅいたれーいだれーい

3 代表者の氏名 仲宗根節

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里当蔵町2丁目56番地

5 定款に記載された目的 この法人は、障がいがあって働きなくても働く場がきわめて少なく、雇用されることが困難な人を受け入れ、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。また地域の一員として心豊かに生活していくことを支援し、社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが安心して暮らせる地域ボランティア育成を開発し、地域の方々が障がいのある方と身近に接し、共に育ち、学び助け合っていく地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月21日まで縦覧に供する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成24年10月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ありがとう  
 3 代表者の氏名 大城宗栄  
 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字賀数469番地ニューワールド105号室  
 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある方及びその家族が地域において、生涯にわたってその人らしい暮らしができる社会の実現に向けて、地域・行政・各福祉機関等と連携を図り、各種福祉事業を展開し、円滑な福祉サービスを提供する。また誰もが安心して暮らせるバリアフリー構想に基づく町づくりの推進、地域ボランティア育成事業を展開し地域住民が障がいのある方と身近に接し、共に育ち学び助け合う柔軟な社会、地域住民でつくる地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年1月8日まで縦覧に供する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月9日  
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジアクラブ  
 3 代表者の氏名 緒方修  
 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字真地330番地1  
 5 定款に記載された目的 この法人は、主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及を行うとともに、国際性豊かなこの地域社会に対して、スポーツ・健康・医療・福祉・芸術文化・国際交流・共生・協働の活動場所の提供を行い、環境整備・地域社会の活性化、雇用支援などのモデルケースができるよう世代間を越えた交流で地域貢献に資することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 日時 平成24年12月14日 午後7時開始  
 2 場所 那覇市役所新都心銘苅庁舎1階なは女性センター第2学習室（那覇市銘苅2丁目3番1号）  
 3 都市計画の変更の案の概要 1・3・2号那覇西道路の名称を変更し、及び当該道路を延伸するとともに、1・4・1号上之屋道路及び3・3・19号臨港道路2号を新たに那覇広域都市計画道路に追加する。  
 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。  
 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（意見陳述の申出がない場合は、公聴会は開催しません。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年1月31日 沖縄県指令土第52号  
 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字南上原97番6  
 3 公共施設 なし  
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市字愛知391番地1 202号 森美由紀  
 5 検査済証番号 平成24年11月13日 第3045号  
 6 工事完了年月日 平成24年10月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月30日 沖縄県指令土第289号、平成24年11月8日 沖縄県指令土第1143号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門淳
- 5 検査済証番号 平成24年11月15日 第3046号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月8日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月30日 沖縄県指令土第992号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波169番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安927番地7 佐久本誠也
- 5 検査済証番号 平成24年11月19日 第3047号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月22日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月16日 沖縄県指令土第617号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原299番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平390番地3 上里静江
- 5 検査済証番号 平成24年11月19日 第3048号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月9日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月29日 沖縄県指令土第134号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原299番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平390番地3 上里靖
- 5 検査済証番号 平成24年11月19日 第3049号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月8日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年2月25日 沖縄県指令土第118号、平成22年5月17日 沖縄県指令土第494号（変更）、平成23年6月3日 沖縄県指令土第625号（変更）、平成24年11月8日 沖縄県指令土第1142号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長174番（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市小禄1丁目1番1号 ジオ沖縄株式会社 代表取締役 近藤康生
- 5 検査済証番号 平成24年11月20日 第3050号
- 6 工事完了年月日 平成24年11月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年9月9日 沖縄県指令土第798号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城361番3及び362番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那霸214番地の5 田場典祥
- 5 検査済証番号 平成24年11月20日 第3051号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県中部土木事務所長 仲村佳輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月28日 沖縄県指令中土第1129号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長448番及び449番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1532番地TOKEN PLACE金城301 糸数善則
- 5 検査済証番号 平成24年6月13日 C第112号
- 6 工事完了年月日 平成24年6月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県中部土木事務所長 仲村佳輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月21日 沖縄県指令中土第937号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字内間照佐当412番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字安謝620番地55 阿嘉唯敬
- 5 検査済証番号 平成24年7月30日 C第113号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月27日 沖縄県指令南土第987号、平成24年9月27日 沖縄県指令南土第1230号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字真玉橋285番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 与那原町字上与那原340番地2 有限会社護薬品 代表取締役社長 崎浜秀和
- 5 検査済証番号 平成24年10月1日 N第350号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月29日 沖縄県指令南土第492号、平成24年5月29日 沖縄県指令南土第788号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根9番及び9番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 読谷村字楚辺2178番地3 比嘉秀安
- 5 検査済証番号 平成24年10月1日 N第351号
- 6 工事完了年月日 平成24年9月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月20日 沖縄県指令南土第1097号、平成24年2月17日 沖縄県指令南土第170号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城87番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字世名城87番地2 久場良文
- 5 検査済証番号 平成24年10月1日 N第352号
- 6 工事完了年月日 平成24年9月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月27日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月16日 沖縄県指令南土第315号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂東原511番2ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字武富204番地の1 有限会社丸浩テック 取締役 比嘉俊浩
- 5 検査済証番号 平成24年10月12日 N第353号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年11月27日

沖縄県立宮古工業高等学校長 多 良 間 勉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算組織 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古工業高等学校 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968番地4
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢崎二丁目17番1号
- 5 落札金額 39,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年8月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年11月27日

沖縄県立宮古工業高等学校長 多 良 間 勉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古工業高等学校 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968番地4
- 3 落札者を決定した日 平成24年10月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 沖縄県那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 26,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年8月31日

### 選挙管理委員会事項

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第31号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成24年11月27日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連本伸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成24年12月3日。ただし、年齢については平成24年12月16日
- 2 登録の日 平成24年12月3日
- 3 縦覧期間 平成24年12月4日

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第32号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿に係る縦覧期間を次のとおり定めた。

平成24年11月27日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連本伸

縦覧期間 平成24年12月4日

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第33号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、第46回衆議院小選挙区選出議員の選挙において政見放送を行うこととなる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

平成24年11月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連本伸

放送の種類	一般放送事業者	届出候補者数が1人の政党	届出候補者数が2人の政党	届出候補者数が3人から5人までの政党
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回		1回
	沖縄テレビ放送株式会社		1回	
	琉球朝日放送株式会社			1回
ラジオ放送	琉球放送株式会社	1回	1回	1回

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---